

公益社団法人佐倉市シルバー人材センター 保有する個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、センター運営の適正かつ円滑な事務局の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、センターの役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、センターの役職員が組織的に利用するものとして、センターが保有しているものをいう。

3 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(センターの責務)

第3条 センターは、この規程の定めを基本として、センターが取り扱う個人情報の保護に努めなければならない。

(取扱いの制限)

第4条 センターは、思想、信条、宗教その他人格的利益を損なうおそれのある個人情報を取り扱ってはならない。ただし、センターの正当な事務事業のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(収集の制限)

第5条 センターは、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとし、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 センターは、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。

(2) 本人の同意に基づき収集するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。

(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。

3 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の者に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、前項第2号の規定に該当して

収集されたものとみなす。

(正確性の確保)

第6条 センターは、取扱目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 センターは、個人情報の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講ずるものとする。

2 前項の規定は、センターから個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託を受けた者(以下「受託者」という。)が受託した業務(以下「受託業務」という。)を行う場合について準用する。

(委託に伴う措置)

第8条 センターは、個人情報の取扱いを伴う事務事業の全部又は一部を委託するときは、当該委託に関する契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(従事者の義務)

第9条 個人情報の取扱いに従事するセンターの役職員又は役職員であった者、受託業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 センターは、保有個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) センターが所掌事務の遂行に必要な範囲で保有個人情報を利用し、又は提供する場合であって、当該保有個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第11条 センターは、前条第1項ただし書の規定により保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供先に対し、提供に係る個人情報の利用目的又は利用方法の制限その他必要な制限を付するとともに、安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

(開示の申出ができる者)

第12条 何人も、この規程の定めるところにより、センターに対し、センタ

- 一の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の申出をすることができる。
- 2 本人が開示の申出をすることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、親族の代理人が本人に代わって開示の申出をすることができる。

(保有個人情報の原則開示)

- 第13条 センターは、開示申出があったときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。
- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報
 - (2) 開示申出者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
 - (3) 開示申出者以外の個人情報又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(部分開示)

- 第14条 センターは、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。
- 2 開示申出に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示申出者以外の当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

- 第15条 センターは、開示申出に係る保有個人情報に不開示情報（第15条第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

- 第16条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、センターは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第17条 センターは、開示申出に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知するものとする。

2 センターは、開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき、及び開示申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、速やかに、その旨を文書により通知するものとする。

(理由付記)

第18条 センターは、前条第1項の規定により開示申出に係る保有個人情報の一部を開示しないとき、又は同条第2項の規定により開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示申出者に対し、書面にその理由を記載するものとする。

(費用負担)

第19条 第12条の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける開示申出者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正申出ができる者)

第20条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、センターに対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を申出することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、法令等の規定により開示を受けたもの

2 本人が開示申出をすることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、親族の代理人は、本人に代わって開示申出をすることができる。

(訂正申出の手續)

第21条 訂正申出は、訂正を求める旨の文書をセンターに提出してしなければならない。

2 前項の場合において、訂正申出をする者は、自己が当該訂正申出に係る保有個人情報の本人、前条第2項の代理人であることを証明するための書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 センターは、訂正を求める文書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正)

第22条 センターは、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報を取り扱う目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行うものとする。

(訂正申出に対する措置)

第23条 センターは、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、速やかに、その旨を文書により通知するものとする。

2 センターは、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、速やかに、その旨を文書により通知するものとする。

3 センターは、前項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、当該書面にその理由を記載しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第24条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正申出があった日から30日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、センターは、訂正申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を文書により通知するものとする。

(苦情処理)

第25条 センターは、事務局における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に行われている個人情報の取扱い、収集並びに利用及び提供については、この規程の相当規定により行った個人情報の取扱い、収集並びに利用及び提供とみなす。